

香川県条例第29号

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例

香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例（平成27年香川県条例第38号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第1条 略 （事業税の課税免除） 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第	（趣旨） 第1条 この条例は、地域再生法（平成17年法律第24号。以下「法」という。）第8条第1項に規定する認定地域再生計画に定められた法第5条第4項第5号イに規定する地方活力向上地域内において、法第17条の2第6項に規定する認定地方活力向上地域等特定業務施設整備計画に従って法第5条第4項第5号に規定する特定業務施設（以下「特定業務施設」という。）を新設し、又は増設した法第17条の2第4項に規定する認定事業者（以下「認定事業者」という。）に課する県税の特別措置について必要な事項を定めるものとする。 （事業税の課税免除） 第2条 法第5条第18項（法第7条第2項において準用する場合を含む。）の規定により法第5条第1項の地域再生計画（同条第4項第5号に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備事業に関する事項が記載されたものに限る。）が公示された日（地域再生法の一部を改正する法律（平成27年法律第49号）の施行の日以後最初に公示された日に限る。次条において「公示日」という。）から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、同条第1項に規定する地方活力向上地域等特定業務施設整備計画（以下「特定業務施設整備計画」という。）の認定を受けた認定事業者（同項第1号に掲げる事業を実施する者に限る。）であって、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで（同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで）の間に、特定業務施設及び法第5条第4項第5号に規定する特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産（所得税法施行令（昭和40年政令第96号）第6条第1号から第7号まで又は法人税法施行令（昭和40年政令第

97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。))以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。))に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備(特定業務児童福祉施設のうち当該特定業務施設の新設に併せて整備されるものの用に供する減価償却資産を除く。以下この項において同じ。))に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和10年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。))以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。))に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。))に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施

97号)第13条第1号から第7号までに掲げるものに限る。)で取得価額の合計額が3,800万円(租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第10条第8項第6号に規定する中小事業者、同法第42条の4第19項第7号に規定する中小企業者及び法人税法(昭和40年法律第34号)第66条第6項に規定する中小通算法人にあっては、1,900万円)以上のもの(以下「特別償却設備」という。)を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法(平成11年法律第18号)第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。))以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。))に課する事業税については、当該特別償却設備を事業の用に供した日の属する年又は事業年度以後の各年又は各事業年度の所得又は収入金額のうち当該特別償却設備に係るものとして次の各号に掲げる区分ごとにそれぞれ当該各号に定める算式によって計算した額の合計額に対して課する事業税で最初に課する年度以後3箇年度に係るものの課税を免除する。

(1)～(3) 略

2 略

(不動産取得税の課税免除又は不均一課税)

第3条 公示日から令和8年3月31日までの間に、法第17条の2第3項の規定に基づき、特定業務施設整備計画の認定を受けた認定事業者であつて、当該認定を受けた日から同日の翌日以後3年を経過する日まで(同日までに同条第6項の規定により当該認定を取り消されたときは、その取り消された日の前日まで)の間に、特別償却設備を新設し、又は増設した者(その者が新設し、又は増設した特定業務施設において県内に住所を有している者5人(中小企業等経営強化法第2条第1項に規定する中小企業者にあつては1人とし、規則で定める場合にあっては規則で定める人数とする。))以上をその者の常時使用の従業者として新たに雇用した者に限る。))に係る当該特別償却設備である家屋及びその敷地である土地の取得(公示日以後の取得に限り、かつ、土地の取得については、その取得の日の翌日から起算して1年以内に当該土地を敷地とする当該家屋の建設の着手があつた場合における当該土地の取得に限る。))に対して課する不動産取得税については、当該認定事業者が法第17条の2第1項第1号に掲げる事業を実施

する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

（申請書の提出）

第4条 略

附 則

（この条例の失効）

4 この条例は、令和13年3月31日限り、その効力を失う。

する者である場合にあっては課税を免除し、当該認定事業者が同項第2号に掲げる事業を実施する者である場合にあってはその税率は、香川県税条例（昭和29年香川県条例第13号）第45条及び附則第31項の規定にかかわらず、これらの規定に規定する税率にそれぞれ10分の1を乗じて得た率とする。

（申請書の提出）

第4条 この条例の規定の適用を受けようとする者は、地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限までに、規則で定める事項を記載した申請書に規則で定める書類を添付して、知事に提出しなければならない。

附 則

（この条例の失効）

4 この条例は、令和11年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の第2条第1項及び第3条の規定は、令和8年4月1日から適用する。
- 2 令和8年4月1日以後に改正後の第2条第1項に規定する特定業務施設整備計画の認定を受けた者で同条又は改正後の第3条の規定の適用を受けようとするもののうち、香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例第4条に規定する申請書の提出期限がこの条例の施行の日から起算して1月を経過する日までに到来することとなるものについての同条の規定の適用については、同条中「地方税法第72条の25、第72条の28若しくは第72条の55（同法第72条の55の2の規定により申告がされたものとみなされる場合を含む。）又は香川県税条例第47条第1項の規定による申告の期限」とあるのは、「香川県地方活力向上地域における県税の特別措置条例の一部を改正する条例（令和8年香川県条例第29号）の施行の日から起算して1月を経過する日」とする。